

新 車

新車の販売価格をカタログ、広告等に表示する場合は、少なくとも次の事項を明りょうに表示すること。

注：自動車リサイクル法に基づく料金について、新車の場合は「リサイクル料金」の用語を用いて表示。

(「リサイクル料金」 3品目のリサイクル料金 + 情報管理料金 + 資金管理料金)

		販売価格を表示する場合		価 格 表	展 示 車	商 談	注 文 書 等
		カ タ ロ グ	広 告				
新	販売価格に含めない で表示	リサイクル料金が 別途必要である旨 及びその額		リサイクル料金が 別途必要である旨 及びその額			
車		又は リサイクル料金が別途 必要である旨を付した リサイクル料金表の 差込	リサイクル料金が 別途必要である旨	又は リサイクル料金が別途 必要である旨を付した リサイクル料金表 又は リサイクル料金が記載 されたカタログの 差込	リサイクル料金が 別途必要である旨 及びその額	リサイクル料金の額	リサイクル料金の額 ・リサイクル料金を含まない販売価格(車両本体価格)と リサイクル料金の額の双方を表示